

## 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会常勤職員募集要項（令和5年度第3回）

令和5年9月

神栖市社会福祉協議会職員を次のとおり募集します。

### 1 雇用形態及び採用人数

常勤職員（事業補助員） 2名程度

### 2 職種・職務内容

社会福祉協議会の実施する各事業の補助業務（主に福祉サービス利用援助事業補助、精神障害者のデイケア活動補助、ボランティア関係事業の補助など）

※福祉サービス利用援助事業とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方々の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理などを支援する事業です。

※精神障害者のデイケア活動は、自宅に閉じこもりがちな精神障害者が集い、レクリエーションや創作活動などを行うグループ活動です。

### 3 勤務場所

神栖市社会福祉協議会事務局 神栖本所

（神栖本所：茨城県神栖市溝口 1746 番地 1 神栖市保健・福祉会館 2階）

### 4 採用予定日

最終合格者ごとに決定します。

### 5 受験資格（次の要件をすべて満たす方）

（1）年齢50歳未満であること（令和5年4月1日時点）

（2）普通自動車運転免許を有すること

（3）心身ともに健全で、社会福祉活動に理解と熱意を有する方

※ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

・日本国籍を有しない方

・禁固以上の刑に処せられその執行を終る迄又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

### 6 選考方法

#### （1）書類選考

・職員採用試験申込書及びエントリーシートを元に書類選考を行い、合格者に対し面接試験のご案内をします。選考の結果は合否に関わらず、書面でご連絡いたします。

#### （2）面接試験（書類選考合格者のみ）

・個別面接により、主として人物について評定を行います。面接試験合格者を最終合格者とし、結果は合否に関わらず、書面でご連絡いたします。

・面接試験は神栖市保健・福祉会館において実施します。

## 7 雇用条件

### (1) 雇用期間（期間は更新する場合があります）

採用日から1年間

### (2) 給料など（令和5年4月現在）

本会常勤職員就業規則に基づき、次のとおりです。

ア 基本給 169,800円（月額）

イ 諸手当（通勤手当、時間外勤務手当）

ウ 賞与（6月、12月）

### (3) 勤務時間など

8時30分～17時15分（うち休憩60分）

勤務は週4日（週休3日制）です。原則として、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の間の勤務となりますが、ローテーションによる土曜日勤務、業務の都合による時間外勤務、休日勤務があります。

年次有給休暇は7日（入職より6ヵ月経過後）。その他、常勤職員就業規則に基づく特別休暇（夏季休暇、慶弔休暇等）があります。

### (4) 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、職員の業務中傷害補償（社協の保険）

### (5) 試用期間及び採用時研修

採用の日から2か月間を試用期間とし、この期間中に職員としてふさわしくないと認められたときは解雇する場合があります。また、入職後おおむね1ヶ月間を採用時研修期間とし、本会事業及び事務全般に関する研修を行う場合があります。

## 8 正職員への登用

本会「正職員登用制度に関する要項」にもとづき、常勤職員として1年以上勤続する職員を対象に、正職員登用試験を行う場合があります。

## 9 受験申込手続

### (1) 提出書類等

ア 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験申込書（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真（裏面に「氏名」を記載）を貼付）1部

イ 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験エントリーシート 1部

ウ 返信用封筒（長3サイズ。84円切手を貼付）1通

（宛先に受験者の住所・氏名を記載した返信用封筒を同封してください。）

エ 運転免許証の写し（表、裏）1部

オ 受験料 不要

※ボールペン（消せるボールペンは不可）または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

### (2) 採用試験申込書の請求

採用試験申込書は、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局で配布しているほか、当法人

ホームページ (<https://www.kamisushakyo.jp/>) からダウンロードできます。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、受験者の氏名・住所（返信先）・連絡先（電話番号）を記載した書面、120円分の切手を必ず同封し、下記の住所までお送りください。

(3) 申込受付期間及び提出方法

令和5年9月11日（月）～9月29日（金）午後5時

ただし、最終合格者数が定員に達した時点で受付を終了します。

申込受付は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとし、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留等確実な方法でお送りください。

\*採用試験申込書に写真の貼付がない場合は、受付できません。

\*インターネットによる申込みはできません。

\*提出された書類等は返却いたしません。

10 問い合わせ・採用試験申込書請求先

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1（神栖市保健・福祉会館内）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 神栖本所事務局（担当：奥村・相良）

電話0299-93-0294